



一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に改め、同表八十の六号中「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の五十五第六項」を「第七十一条の五十五第七項」に改める。

別記様式第六号の二中

| 相続人 | 住所   |          |
|-----|------|----------|
|     | 氏名   |          |
| 代表者 | 個人番号 | (被相続人との) |

| 相続人 | 住所 |        |
|-----|----|--------|
| 代表者 | 氏名 |        |
|     |    | (被相続人と |

| 個人番号               | 住所 | 法人番号  |
|--------------------|----|-------|
| 地方税法第9条第2項に規定する相続分 |    | 地方税法第 |

| 番号       | 住所 |
|----------|----|
| 9条第2項に規定 |    |

別記様式第六号の三の欄を次のように改める。

備考 裏面には、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

「地方税法第 条 の規定により、下記の納税者（特別  
次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち、下記  
ればならなくなりましたので、納付(入)の期限までに納付(入

「あなたは、下記の納税者（特別徴収義務者）の第二次  
徴収義務者）の第二  
の金額を納付しなけ  
るべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。」  
としてください。」  
徴収義務者）の第二  
の金額を納付しなけ  
るべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。」  
としてください。」  
地方税法第11条第1項の規定により通知します。

納税義務者（保証人）と  
ればならなくなりました  
に改める。

」

別記様式第十号（五）に次の附表を加える。





|          |  |
|----------|--|
| 別第5条の控除額 |  |
| 額 控 除 額  |  |

ひ

|   |        |
|---|--------|
| 国家戦略特別区域において機械等<br>取得した場合等の法人税額の特別控除                |        |
| 選 付 法 人 税 額 等 の 控 除                                 |        |
| 退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税                         |        |
| 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額                            |        |
| 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にお<br>ける課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 |        |
| 法 人 税 割 額   | ア又はイ × |

|     |  |
|-----|--|
| 額   |  |
| を   |  |
| 額   |  |
| 額   |  |
| 額   |  |
| ア   |  |
| イ   |  |
| 100 |  |

や

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額                               |                          |
| 選 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額                               |                          |
| 退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額                       |                          |
| 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額                            | ア                        |
| 2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にお<br>ける課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 | イ                        |
| 法 人 税 割 額   | ア又はイ × $\frac{100}{100}$ |
| 道府県民税額の特定寄附金税額控除額                                   |                          |

ひがひ。

別記様式第三十号の二に該当しないものがある。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができず。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行つてください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第三十九号の注意及び別記様式第四十三号の注意があるものがある。



分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第百四号の注釋及び別記様式第百六号の注釋を参照。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することもできます。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第百十二号の注釋、別記様式第百十六号の注釋及び別記様式第百十七号の注釋を参照。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を經由して提出することにより行つてください。また、前記の審査請求を行つたか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することもできます。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の表及び別記様式第六号の二の改正規定は平成二十九年一月一日から、別記様式第十号（五）の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、前分の間、所要の調整をして使用することができる。